

岐阜県国民健康保険運営協議会運営要綱

(総則)

第1条 この要綱は、岐阜県国民健康保険法施行細則（平成33年規則第2号。以下「施行細則」という。）第3条第5項の規定に基づき、岐阜県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務)

第2条 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

(会議)

第3条 施行細則第3条第2項で定める事項、かつ、岐阜県国民健康保険法施行条例（平成29年条例第45号）第3条各号に掲げる委員のうち各1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員欠席の取扱い)

第4条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。

(1) 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議等を行う場合

(2) 会議を公開とすることにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第6条 会長は、協議会の議事につき会議録を作成する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。